

**インフォメーション**  
本庁・各総合支所の所在地と電話番号等

【本】本庁舎  
〒328-8686  
入舟町7-26  
☎21-2224

【大】大平総合支所  
〒328-4492  
大平町富田558  
☎43-9205

【藤】藤岡総合支所  
〒323-1192  
藤岡町藤岡1022-5  
☎62-0900

【都】都賀総合支所  
〒328-0192  
都賀町家中5982-1  
☎29-1100

### お知らせ

#### 保険医療課からのお知らせ

- ◎A追加募集▼  
国民健康保険(一般・脳検診)費用の一部を助成します
- ◇検診期間 平成24年3月まで
- ◇対象 次のすべてを満たす方  
○国民健康保険の被保険者で35歳以上74歳以下の方  
○国民健康保険税を完納している世帯の方
- 特定健診を受診しない方
- ◇検診機関 下都賀総合病院、とちの木病院、下都賀郡市医師会病院、獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院、大岡メディカルクラブ、慶友健診センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業団
- ◇費用(自己負担額)  
36,750円(69,825円から市助成額(検診費用の2分の1相当額で3万円限度)を引いた額(年度内1人1回の額))

#### シリーズ①明るい選挙 無関心でなんていられない

◎今年の秋には、西方町との合併に伴い、市議会議員増員選挙(定数3)が、現在の西方町の区域を選挙区として行われます。

選挙は、私たちの意思をくみ取って政治を行うことのできる代表者を選ぶことが大切です。

しかし、最近の選挙では、投票率が低下が心配されています。投票しない理由は様々ですが、政治について無関心な人、無力感を感じている人が多いことが原因の一つです。

選挙に参加し、代表者としてふさわしい人を選ぶことは、民主政治を発展させ、私たちの生活も豊かで幸せにすることに繋がります。

すべての有権者の皆さんが、自分の考えを政治に反映させる唯一の機会・手段である選挙に、棄権することなく、参加していただくことを願っています。

◇問合せ  
選挙管理委員会 ☎(21)2631

**栃木市敬老会事業 補助金のお知らせ**

◇対象  
○敬老会を主催する自治会や老

なります。ご注意ください。

◎国民健康保険

「限度額適用認定証」  
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新のお知らせ

現在交付しています限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月31日の有効期限が切れます。

8月1日以降も引き続き入院される場合は、8月31日までに申請が必要です。

また、新規に入院する方は、随時受け付けています。

◆限度額適用認定証  
◇対象 70歳未満で国民健康保険税に未納がない、住民税課税世帯

◆限度額適用・標準負担額減額認定証  
◇内容 入院時の食事代が減額されます。

◇対象 70歳未満で国民健康保険税に未納がない、住民税非課税世帯

☆共通事項  
認定証を病院に提示すると、入院した月の一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

◇手続きに必要なもの  
○国民健康保険証  
○印鑑

○有効期限の過ぎた限度額適用

認定証、又は限度額適用・標準負担額減額認定証

◇問合せ  
【本】保険医療課 ☎(21)2151  
【大】生活環境課 ☎(43)9216  
【藤】生活環境課 ☎(62)0903  
【都】生活環境課 ☎(29)1102

**児童扶養手当の 受給資格者へ**  
毎年8月に現況届提出が必要です

現況届が提出されない場合は、8月分からの手当が受けられなくなります。

また、2年間現況届が未提出の場合は、時効で受給資格がなくなりますので、全額支給停止の方も必ず提出してください。

なお、受給者には、後日通知をお送りします。

◇期間 8月3日(水)～8日(月)(土日除く)

※必ずお住まいの総合支所又は本庁にて手続きしてください。他の総合支所では書類がありませんので、ご注意ください。

◇問合せ  
【本】こども課 ☎(21)2511  
【大】健康福祉課 ☎(45)1788  
【藤】健康福祉課 ☎(62)0904  
【都】健康福祉課 ☎(29)1103

人クラブ、市長が認めた介護施設

○複数の自治会等で、合同開催する敬老会の場合は、その代表となる組織

※同地域で自治会と老人クラブの双方で敬老会を行う場合は、自治会を優先

◇補助金額 平成23年4月1日現在で当該地域に在住する80歳以上(平成24年3月31日までに80歳になる方含む)の人数に千円を乗じた額

◇補助金振込予定日  
9月14日(水)

※申請は8月22日以降でも受け付けますが、振込みは9月14日以降になります。

◇申請・問合せ 8月1日(月)～19日(金)までに所定用紙(本庁高齢福祉課、各総合支所健康福祉課(あり)を記入のうえ、左記へ)

【本】	高齢福祉課	☎(21)2522
【大】	健康福祉課	☎(45)1788
【藤】	健康福祉課	☎(62)0904
【都】	健康福祉課	☎(29)1103

◆国民健康保険 高齢受給者証更新のお知らせ

「国民健康保険高齢受給者証」(70歳以上で後期高齢者医療制度に加入されていない方に交付)の有効期限は7月31日

**年金のお知らせ**  
～障害基礎年金～

国民年金は、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、病気やケガで障がいが残ったときに障害基礎年金が支給されます。

◇概要 障がいの原因となった病気やケガの「初診日」が65歳未満の方が、一定の障がいの状態

◆年金額  
○1級(障がいの程度)の方 年額98万6,100円  
○2級(障がいの程度)の方 年額78万8,900円

※障害者手帳の等級とは異なる

◆年金受給要件 初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が、保険料を納めた期間、又は保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件」を満たしている必要があります。

◆必ず事前にご相談を  
ご相談の際には、初診日をお調べのうえ、年金手帳・障害者手帳をお持ちください。

◇申請・問合せ  
【本】栃木年金事務所 ☎(22)4134  
【大】保険医療課 ☎(21)2155  
【藤】生活環境課 ☎(43)9209  
【都】生活環境課 ☎(29)1102

◆国民健康保険 高齢受給者証更新のお知らせ

「国民健康保険高齢受給者証」(70歳以上で後期高齢者医療制度に加入されていない方に交付)の有効期限は7月31日

トイレ・お風呂・キッチン、今よりもっと快適にしたい  
リフォーム・新築、どこに頼めばいいの?

一級建築士で大工の私が責任を持ってご相談にのります。

**有限会社 島田工務店**  
**島田昭吾一級建築設計事務所**

栃木市大久保町599 090-5526-9482  
http://www.cc9.ne.jp/~syougo-shimada/

★豊かな人間性と創造力を育成★

福祉分野 ★介護福祉士 ★社会福祉士 ★精神保健福祉士  
医療分野 ★理学療法士 ★作業療法士 ★看護師  
衛生分野 ★ネイル ★メイク ★エステティシャン  
(姉妹校) 小山歯科衛生士専門学校 ★歯科衛生士

**マロニエ医療福祉専門学校**  
**ハイテックビューティ専門学校**

栃木市平柳町2-1新栃木駅東 TEL0282-28-0020 http://www.maronie.jp

☐ 不動産売買・贈与・相続登記・遺言書作成・離婚・内容証明書作成  
☐ 会社設立・役員変更登記・裁判所への提出書類の作成・債務整理  
☐ 建物新築・滅失登記・土地測量・分筆登記 など

出会おう人・会おう人  
幸せでありますように

~~~~頼まれやすい事務所を目指しています~~~~

(認定) 司法書士・(ADR認定) 土地家屋調査士・行政書士  
**佐山隆事務所**

〒328-0035 栃木市旭町19番16号 栃木市栃木文化会館斜め前  
TEL 0282-24-2555 FAX 0282-22-5321 携帯 090-3140-1196